

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	平成29年 6月 1日
発信課 担当者	経済交流課（北の恵み 食べマルシェ実行委員会事務局） 酒井
連絡先	電 話 0166-73-9840
	F A X 0166-63-7093
	E-mail marche@city.asahikawa.hokkaido.jp

分 類	イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。)
日 程	6月16日 ~ 6月30日
発表項目 (行事名)	北の恵み 食べマルショップ参加店の募集
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>9月16日(土)から18日(月・祝)開催の「北の恵み 食べマルシェ2017」に合わせて特別なサービス等を提供する「北の恵み 食べマルショップ」の参加店を募集します。</p> <p>【目 的】 食べマルシェ開催に向けて機運を盛り上げるとともに、食べマルシェの波及効果で参加店の来店者を増やすなど、中心市街地の活性化を図る。</p> <p>【対象店舗】 旭川市宮下通～9条通7・8丁目、七条緑道、常盤通1～3丁目、JR旭川駅構内、3・6街にある店舗</p> <p>【取組期間】 平成29年8月14日(月)～10月15日(日)</p> <p>【取組内容】・店頭や店内に「食べマルショップ参加店証」やポスターを掲示して、食べマルシェをPRする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・料理や商品の割引やサービス等を行う(任意)。 ・食べマルシェ会場で使用できる「食べマルシェお楽しみチケット」を使った支払を受け取る。 ・参加店を実行委員会ウェブサイトや新聞広告、食べマルシェガイドマップなどに掲載し、積極的にPRする。 など <p>【募集期間】 6月16日(金)～6月30日(金)午後5時</p> <p>【提出先】 北の恵み 食べマルシェ実行委員会 旭川市神楽4条6丁目1番12号 道の駅あさひかわ2階</p> <p>【提出方法】 持参・郵送・FAX・電子メール等 ※申込用紙は、北の恵み 食べマルシェ実行委員会事務局で配布するほか、食べマルシェのウェブサイトからも入手可能 (http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/marche/)</p>
添付資料	<p>有 ・ 無 「北の恵み 食べマルショップ参加要領」 (有・無のいずれかを囲むこと。)</p> <p>※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。</p>
報道(取材)に当たってのお願い	
備 考	

北の恵み 食べマルショップ 参加要領

1 趣旨・目的

北の恵み 食べマルシェ2017の開催に当たり、市内中心部の各店舗と協力し、食べマルシェの波及効果による新規顧客の獲得などを通じて中心市街地の活性化を図るとともに、食べマルシェの開催機運をより一層高める。

2 事業内容

(1) 参加店の認定

事業の趣旨・目的に賛同し、かつ次の要件を満たす店舗を「北の恵み 食べマルショップ」として認定し、参加店証を交付する。

【認定の要件】

ア 実施期間中に、店頭に参加店証・食べマルショップPRポスターを掲示すること。

イ 実施期間中に、食べマルシェ会場で利用できる「北の恵み 食べマルシェお楽しみチケット」を自店において取り扱うこと。

ウ 店舗の所在地が次のいずれかに該当すること。

旭川市宮下通～9条通7・8丁目、七条緑道、常盤通1～3丁目、JR旭川駅構内、3・6街
〔 平和通商店街振興組合、三和・緑道商店会、旭川観光社交組合
 緑橋ビル商店街振興組合、ロータリー商店会、5・7市場組合、6条通会 〕

(2) 参加店による取組

参加店は、実施期間中に特別なサービスの提供について積極的に取り組む。

【例として】

ア 「食べマルシェ定食」など、北・北海道の地場産品を使用した特別な料理や商品等の提供

イ 食後のコーヒー1杯サービス、大盛り50円引きなど、料理や商品等のサービスや割引

(3) 北の恵み 食べマルシェ実行委員会による取組

実行委員会は、実施期間中に次の事項に取り組む。

ア 食べマルシェガイドマップ、ウェブサイト及び北海道新聞掲載広告への参加店名の掲載

イ 食べマルショップPRポスター等の作成、周知

3 取組期間

平成29年8月14日（月）から10月15日（日）まで

4 募集期間

平成29年6月16日（金）から6月30日（金）まで

5 手続等

(1) 募集方法

対象店舗に対し、各商店街振興組合、関係事業組合・団体等を通じて周知するほか、新聞等への募集広告掲載、報道依頼等を行う。

(2) 申込方法

参加希望店舗は、申込書に必要事項を記入のうえ、ファックス又は郵送により実行委員会宛てに提出する。

(3) 受付方法

実行委員会事務局は、当該申込書を受け付けし、「北の恵み 食べマルショップ」として認定する。

6 その他

「北の恵み 食べマルシェお楽しみチケット」については、釣り銭が出ないチケットとする。